特　記　仕　様　書

1）【総則】

（適用範囲）

本仕様書は、西消防署建替事業地質調査業務委託(以下、本委託)に適用する。

（委託内容）

本委託は、西消防署の建替事業に伴い必要な地質調査を行い、図面・報告書等を作成するものである。

なお、本委託の作業は、別途発注の「西消防署建替事業測量業務委託」の受注者と十分調整しながら行うこと。

また、本委託の地質調査箇所については調査職員と協議を行い決定するものとし、速やかに地質調査を開始するものとする。

数量変更となった場合は設計変更の対象とするものとする。

（履行期間）

本委託の履行期間は令和９年３月５日までとするが、地質調査実施後速やかに地質データ(柱状図)の速報を調査職員に報告するものとする。

（設計に使用する技術基準等）

本特記仕様書に定めなき事項は、契約書、設計図書、宇治市地質・土質調査業務共通仕様書、によるほか、国土交通省近畿地方整備局「地質・土質調査業務共通仕様書」、京都府「地質・土質調査業務共通仕様書」に準ずるものとする。

また、作業の実施に当たっては、関係法令を遵守して監督職員の指示を正確に施行しなければならない。

（主任技術者）

主任技術者については、技術士（総合技術監理部門「建設」または土質及び基礎部門）またはＲＣＣＭ（地質部門）の資格保有者であることとする。

（提出書類）

委託金額が１００万円以上となる場合、受注者は測量調査設計業務実績情報サービス（ＴＥＣＲＩＳ）の入力システムにより、（財）日本建設情報センター（ＪＡＣＩＣ）にデータ登録するものとする。

登録には、業務契約時登録、業務完了時登録および必要に応じて変更時登録があり、調査職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「ＴＥＣＲＩＳ受領書」の写しを調査職員に提出するものとする。

（打合せ等）

打合せ協議については、業務着手時、中間打合せ３回、成果品納入時の計５回を行うものとする。ただし、中間打合せは調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、成果品納入時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。

打合せ協議は、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、調査職員に提出し相互に確認することとする。

（疑義）

業務遂行上、疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議することとする。

（資料の貸与および返却）

本市から貸し出す資料は、速やかに返却し他の目的に使用してはならない。

（土地への立入り等）

現地踏査等の実施にあたり、第三者の土地に立入る場合は、あらかじめ調査職員および土地の所有者の了解を得て立入るものとする。また、作業者は作業中必ず宇治市発行の証明書を携帯することとする。

（成果物の提出）
本委託の成果品は、共通仕様書に基づくものとするが、成果品部数は正・副各１部とし、成果品項目は以下のとおりとする。詳細については、３）【その他】提出成果品のとおりとする。
①報告書（製本・A4 版）
②図面
③電子データ CD-R 等（CAD(dwg もしくは dxf および sfc)・Word・Excel・PDF）

（必要経費）
業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

（守秘義務）
受注者は業務内容およびその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し目的完了後直ちに返却すること。万が一個人情報が漏洩した際は、調査職員に直ちに報告し、調査職員の指示に従い対応すること。

２）【地質調査業務】
（業務内容）
本業務は、事業の実施設計に伴い必要となる計画されている構造物の設計・施工の検討を行うために地質調査を行い、報告書を作成するものとする。

（１）地質調査
①機械ボーリング　土質ボーリング　φ86ｍｍ　GL-11.0ｍ×1 箇所
　機械ボーリング　土質ボーリング　φ66ｍｍ　GL-11.0ｍ×3 箇所
②標準貫入試験　11 回×4 箇所
③サンプリング　3 本
④室内試験　（土粒子の密度試験、土の粒度試験、土の含水比試験、土の湿潤密度試験、土の液性限界・塑性限界試験、土の一軸圧縮試験）

（２）解析等調査
①既存資料の収集・現地調査
②資料整理とりまとめ
③断面図等の作成
④総合解析とりまとめ
⑤打合せ

（３）報告書の作成
①既存資料の収集・現地調査
・関係文献、既存資料の収集と検討
・調査地周辺の現地調査
②資料整理とりまとめ
・各種計測結果の評価及び考察
・異常データのチェック
・試料の観察
・ボーリング柱状図の作成
③断面図等の作成
・地層及び土性の工学的判定
・土質又は地質断面図等の作成、断面図は着色するものとする。

（地質調査箇所等）
地質調査（箇所、深度等）については、調査職員との協議の基、最終決定するものとする。

（地質想定断面図作成）
受注者は、地質調査結果及び既存資料をもとに地質想定断面図を作成するものとする。

（地元等調整）
現地作業の実施においては、西消防署と作業内容や実施時期について十分協議して着手するものとし、隣接する施設に配慮して作業するものとする。
また、近接して他の工事がある場合は、工程・通行規制及び工事車両の運行等、受注者の責任において、他事業者と十分調整し業務を実施することとする。

3）【その他】
（提出成果品）
提出成果品については下記のとおりとする。
地質調査

業務区分	成果品の名称	備考
報告書	報告書 土質標本	

（ウィークリースタンス）
本工事（業務）はウィークリースタンスの対象であり、以下の項目について取り組むこととする。
① 休日の翌日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
② 休日の前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
③ 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
④ 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
⑤ 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
⑥ 打合せはWEB会議（ビデオ会議）も活用する。
⑦ 前号のほか、工事（業務）の労働環境改善に関わる取り組みを行う。
なお、災害対応等で緊急を要する場合は、緊急対応期間に限り、取組を不要とする。また、工事（業務）の特性を踏まえ、取り組むことが不適当な項目がある場合は、事前に連絡を行い、受発注者間で共有する。